

平成 29 年度  
会津若松市 育休任期付職員（事務職）  
採用候補者登録試験  
受 験 案 内

市では、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく任期付職員（育休任期付職員）を募集します。

- この試験の合格者は、「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録され、育児休業を取得する職員があり、かつ、業務上、育休任期付職員を配置する必要があると判断した場合には採用されます。
- 採用時期は、職員の育児休業の取得時期・状況によるため、あらかじめ明示はできません。また、名簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期は、職員の育児休業の取得期間によって概ね 10 ヶ月～3 年の間になります。

**1 申込受付期間 1 月 4 日（木）～1 月 17 日（水）**

- ※ 受付は8 時 30 分から 17 時 15 分まで行います。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- ※ 郵送による申込は、1 月 17 日の消印のあるものまで受付をします。

**2 試験職種、登録予定人数、職務内容等**

試験職種	登録予定人数	職務内容
育休任期付 （事務職）	6 名程度	一般の行政事務 〔パソコン操作（文書作成や表計算処理など）を含む。〕

**3 受験資格、欠格事項**

次の（1）から（3）までのすべての要件を満たす者

（1）次の 2 つの要件を満たす者（学歴は問いません）

- ① 平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ② パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる者

（2）次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表 2 に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

（3）次のいずれにも該当しない者。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	内容
第1次試験	教養試験 (マークシート方式)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての試験
	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

- ※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。
- ※ 第1次試験合格者には、身分証明書(経費自己負担)及び健康診断書(経費自己負担)の提出を求めます。

#### 5 試験期日、試験会場及び合格発表

区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	平成30年2月4日(日) 受付 9:30~9:45 作文試験 10:00~11:00 教養試験 11:15~12:45	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター	2月中旬 (予定)
第2次試験	平成30年2月下旬(予定)	会津若松市栄町3-50 生涯学習総合センター (予定)	3月上旬 (予定)

- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験は認めません。
- ※ 生涯学習総合センターの駐車場は、駐車台数に限りがあり有料です。
- ※ 試験会場は、禁煙です。

#### 6 採用候補者名簿への登録予定日 平成30年3月9日

(名簿の有効期間は平成30年3月9日~平成33年3月8日を予定)

#### 7 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入し、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験(育休任期付)申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「82円切手を貼ったあて先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
- (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。(詳細はウェブサイトをご覧ください。)(ウェブサイトアドレス <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>)

- ※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm)を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

## 8 名簿登録と採用等

合格者は育休任期付職員採用候補者名簿に3年間登録され、その間において、職員の育児休業の取得状況により随時採用されます。また、採用期間は、育児休業を取得する職員の育児休業期間に応じ決定されます。

なお、職員の育児休業期間の延長・短縮があった場合には、任期が延長・短縮される場合があります。

また、「育休任期付職員採用候補者名簿」登録期間（3年間）内であれば、一度採用された場合でも、再度採用されることもあります。

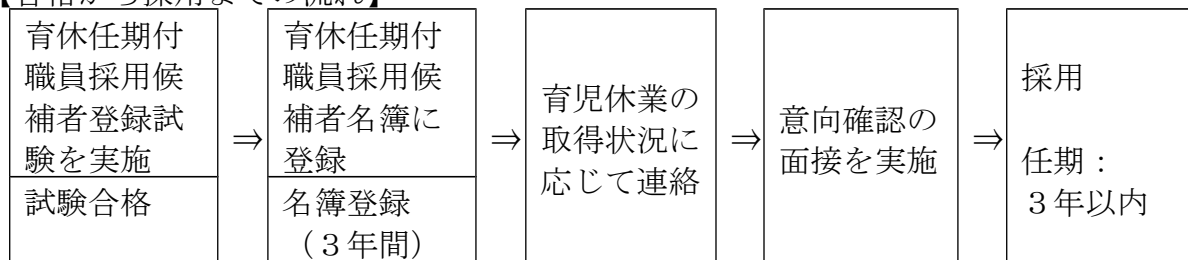
職員の育児休業の取得状況によっては、「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録されても採用されない場合があります。

### (参考) 合格から採用までに流れ

育休任期付職員とは、『地方公務員の育児休業等に関する法律』に基づき、市役所で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、任期が定められていること、育児休業を取得できないこと以外は、原則として任期の定めのない職員と同様です。

#### 【合格から採用までの流れ】



「育休任期付職員採用候補者名簿」登録後、育児休業を取得する職員があり、かつ、業務上、育休任期付職員を配置する必要があると判断した場合に、任用期間等を説明し、意向確認の面接を実施し、意向が確認された場合には育休任期付職員として採用されます。

## 9 給与等

(1) 採用時の給料は平成29年4月1日現在において、149,400円（高校卒直採）です。

なお、上位の学歴及び一定の職歴等のある方はその経歴に応じて、所定の金額が加算されます。

(2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。

(3) 任期中の昇給はありません。

## 10 勤務時間及び休暇

任期の定めのない職員と同様で、勤務時間については、月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務のほか、配属先により以下のような場合もあります。

### (1) 児童館勤務の場合

勤務の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
児童登校日		午前9時30分から午後6時15分まで	勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間	日曜日及び4週間ごとの期間につき市長の定める3日（うち2日は、土曜日）
児童登校日以外の月曜日から金曜日までの日	通常勤務	午前8時から午後4時45分まで		
	遅出勤務	午前9時30分から午後6時15分まで		
児童登校日以外の月曜日から金曜日までの日	通常勤務	午前8時30分から午後零時30分まで		
	遅出勤務	午前9時30分から午後1時30分まで		

### (2) 生涯学習総合センター勤務の場合

勤務の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
通常勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	勤務時間の途中において会津若松市生涯学習総合センター所長が定める60分間の時間	4週間ごとの期間につき教育長が定める8日
準遅出勤務	午前9時30分から午後6時15分まで		
遅出勤務	午前10時30分から午後7時15分まで		

## 11 その他の勤務条件等

- (1) 原則として任用期間中に勤務先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等には勤務先を変更する場合があります。
- (2) 育休任期付職員への採用は、任期の定めのない職員への採用と無関係であり、任期の定めのない職員採用の際に優先されるものではありません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ（本庁舎南側3階）  
 〒965-8601 会津若松市東栄町 3番46号  
 TEL 0242（39）1213 内線 2242  
<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>